



ひと、くらし、
みらいのために
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和元年9月6日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室長 五十嵐 正人

課長補佐 伊藤 敦

TEL : 025-288-3504

新潟県最低賃金は、10月6日から時間額830円になります。

——— 現行最低賃金額から27円の引上げ ———

新潟労働局(局長 おくむら のぶと 奥村 伸人)は、令和元年度新潟県最低賃金(地域別最低賃金)について、下記のとおり、現行最低賃金(時間額)803円を27円(3.36%)引き上げて830円とすることを本日の官報に公示しました。

これにより、改正後の新潟県最低賃金(時間額)830円は、本年10月6日から適用されます。

記

- 1 新潟県最低賃金の改正については、本年8月9日、新潟地方最低賃金審議会(会長 ながい まさと 永井 雅人)から新潟労働局長に対し、現行の時間額を27円引き上げて830円とする旨の答申が行われていましたが、その後の異議申出について審議を行った結果、答申のとおりとする決定を行ったものです。

なお、改正後の新潟県最低賃金は、公示後30日を経過した本年10月6日から適用されます。

- 2 新潟県最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時採用など、その雇用形態にかかわらず、新潟県内の事業所で働く全ての労働者に適用され、この金額未満の労働契約は、最低賃金法により金額に関する部分が無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

なお、一部の産業には特定最低賃金が定められています。

- 3 賃金が日額、月額、その他時間額以外の単位で定められている場合、最低賃金額を満たしているか否かの判断は、それぞれの所定労働時間で割った1時間当たりの金額と最低賃金額を比較します。

- 4 新潟労働局では、今後、関係機関の協力の下、ポスターの掲示、市町村広報誌の掲載等を通じて、改正された新潟県最低賃金の周知と履行確保を図っていきます。